

## 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 へき地医療拠点病院運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、へき地医療拠点病院を運営し、無医地区巡回診療等を実施することにより、山梨県地域保健医療計画に基づき、山村、辺地等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保することを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の対象となる事業は、山梨県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は次により算出した額とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により種目ごとに選定された額の合計額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合計額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>( 1 ) 巡回診療等従事者経費</p> <p>    医師    61,000 円 × 延日数</p> <p>    その他  25,000 円 × 延日数</p> <p>( 2 ) 巡回診療等自動車経費</p> <p>                  3,700 円 × 延回数</p> <p>( 3 ) 代診医等派遣経費</p> <p>    医師    61,000 円 × 延日数</p> <p>    その他  25,000 円 × 延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>賃金</p> <p>報償費</p> <p>旅費（研究費に計上したものを除く。）</p> <p>需要費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>役務費 （伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>委託料</p> <p>使用料及び賃借料 （伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>原材料費</p> <p>備品購入費 （医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。また単価50万円未満の備品に限る。）</p> <p>公課費</p>

<p>研 究 費</p>	<p>1 か所当たり次に定める額</p> <p>( 1 ) 医療活動年間延日数 150 日以上 414,000 円</p> <p>( 2 ) 医療活動年間延日数 75 日以上 150 日未満 310,000 円</p> <p>( 3 ) 医療活動年間延日数 50 日以上 75 日未満 207,000 円</p>	<p>医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅 費 ( 学会出席旅費 )</p>
<p>研 修 費</p>	<p>1 回当たり 56,000 円</p>	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>講師謝金</p> <p>旅 費</p> <p>需 用 費 ( 消耗品費及び印刷製本費 )</p>
<p>医 療 費</p>	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>需 要 費 ( 医薬材料費、医療用消耗品、医療機器修繕料 )</p> <p>備品購入費 ( 単価 5 0 万円未満の医療用備品に限る。 )</p>

<p>伝送装置 経費</p>	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像伝送装置</p> <p>ア へき地医療拠点病院診療支援システム</p> <p>(912,810円 + 76,420円) × 稼働月数</p> <p>イ へき地診療所診療支援システム</p> <p>(456,400円 + 38,210円 × 導入へき地診療所数) × 稼働月数</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費(へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)</p> <p>需用費(消耗品費、修繕料費等)</p> <p>役務費(通信運搬費)</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>備品購入費(単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。)</p> <p>委託料(上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)</p>
--------------------	--	---

第5 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更及び経費の増減を行う場合には、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。
  - ア 事業に要する経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
  - イ 補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの
- (2) 事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し又は廃止しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効果的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、(別紙様式5)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(申請手続)

第6 この補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書(別紙様式1)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、これを知事に提出しなければならない。

(補助事業の計画変更、中止、廃止承認申請)

第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により事業を変更(中止・廃止)しようとする場合は、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別紙様式2)により、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第8 この補助金の交付は、知事が必要と、認めるときは概算払いとすることができる。概算払いの交付を受けようとするときは概算払請求書(別紙様式3)を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、(別紙様式4)による実績報告書を知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第10 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 山梨県へき地中核病院運営費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年8月4日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年10月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年11月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年9月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年8月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年7月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。